平成２５年（フ）第３０３９号
東京都品川区南大井５丁目５－３－503
破産者　田知行信一
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０７６号
東京都葛飾区高砂８丁目28―12
破産者　堀内　京子
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１３６号
埼玉県川口市大字東内野556―４
破産者　山本　英二
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１５２号
東京都板橋区坂下２丁目１－１－407　けやき台ハイツ１号棟
破産者　濱垣　東彦
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１１３２号
埼玉県川口市領家３丁目12番18号　コーポ丸善202号、破産手続開始決定時の住所埼玉県蕨市塚越２丁目９番９号
破産者　福田　善市
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７１２号
さいたま市桜区大字大久保領家630番地53
破産者　渡邊　貴之
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７１３号
さいたま市桜区下大久保702－１　ステーシア305渡邊水紀方、住民票上の住所さいたま市桜区大字大久保領家630番地53
破産者　渡邊　道子
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
富山県下新川郡朝日町宮崎1278番地
破産者　水島一二美
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第２１号
富山県黒部市植木846番地２　シャトーコスモスⅠ205号、開始決定時の住所富山県黒部市荻生1792番地１
破産者　丸田　　貴
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第５４０号
北九州市小倉北区魚町３丁目３番５―301号
破産者　大谷　竜也
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２６１２号
札幌市東区北24条東18丁目４番１―201号
破産者　池田惠美子
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６号
札幌市中央区南23条西11丁目３番６号　インペリアル23―305号
破産者　福井まり子
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７９号
札幌市西区発寒５条２丁目３番８―407号
破産者　遠藤　信子
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０６号
札幌市豊平区西岡４条14丁目17番18号
破産者　小西　敬子
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３７号
札幌市西区発寒６条10丁目８番５―401号
破産者　川上　廣義
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６８号
北海道石狩市八幡４丁目164番地15
破産者　佐藤　成一
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９１４号
宮城県塩竈市藤倉１丁目４番51号　鈴木アパート208号
破産者　上迫田摩利子
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２０号
福島県相馬市中村字高池前７番地たなかハイツ203、住民票上の住所福島県相馬市岩子字数馬196番地
破産者　佐藤　誠孝
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２５年（フ）第８０号
川崎市川崎区小田６丁目13番11号、前住所川崎市川崎区京町１丁目15番２号
破産者　金子　悦男
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
川崎市川崎区小田６丁目13番11号、前住所川崎市川崎区京町１丁目15番２号
破産者　金子　照代
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係